

SY5-2

多職種でとりくむ障がいのある子どもの発達支援

石浦 光世

社会福祉法人 愛徳福祉会 大阪発達総合療育センター

乳幼児期は、病気や障がいの有無にかかわらず、子どもの生涯にわたる人間形成において重要な時期です。障がいのある子どもは、疾患の特性や周囲の環境などのさまざまな要因から発達を妨げられやすい状況にあります。このため、子どもが日常生活を営み充実した毎日を過ごす基盤づくりとして、障害の状態や発達状況・特性等に配慮しながら、子どもの成長を支えていくことが大切です。

児童発達支援は、身体の障害、知的障害、精神の障害（発達障害を含む）、難病のある未就学児を対象に、子どもの時期にしかできない子どもらしい活動を通じて子ども自身の自尊心や自己アイデンティティを育てると同時に、育てにくさを感じる保護者（おもに親）に対して子育て支援を行う事業です。主な取り組みとして、子どもが保育やリハビリテーションを通じて、日常生活における基本動作や知識技術を習得し、集団生活に適応できるように支援します（発達支援）。子どもはさまざまな活動を通して自分の持っている力を発揮して「できた！」「やってみよう！」を積み重ねていくことができます。また、保護者の子育てにおける悩みを捉え、保護者が子どもの特性を理解し、成長を実感したり、楽しく子育てできるような働きかけが大切です（家族支援）。そして、保育園や幼稚園、小学校に円滑に移行していけるような支援体制を整えていきます（地域移行支援）。

これらの支援を行うために、児童発達支援では、保育士ら子どもの発達支援を担う専門職が中心となりながら、リハビリテーションスタッフ、医師や看護師、臨床心理士、MSW らによる多職種が「子どもの育ちを支える」という同じ目標のもと、それぞれの専門性を発揮しながら連携・協働しています。それぞれの役割や専門職ゆえの捉え方の違い、関わり方の相違が生じることもあります。お互いの役割を認識し、日常のコミュニケーションやカンファレンスの場を積極的に活用しながら、子どもと家族の現在の状況とこれからの課題について共通認識をもち、それぞれの職種が同じ目標に向かってどのように役割を担っていくか意見交換をしながら取り組んでいます。

小児看護は、子どもの未来を見据えて、成長発達する子どもを支える看護であり、楽しく子育てできるよう家族を支える看護です。病気や障がいをもちながらも、あたり前の生活、未来を創造する子どものそばに寄り添いながら、多職種と共に取り組んでいます。